



第35回 障害者差別

解消法とは？(その2)

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

前回(第34回)で障害者差別解消法の概要をお伝えしましたが、今回はその続きです。

旅行業は判りづらい

この法律への対応にあたり、先ず「旅行業とは何か？」を考える必要があります。「いきなり何なの？」と突っ込まれそうですが、例えば募集型企画旅行では「○○ツアー」とネーミングをして旅行代金もワンプライスの包括料金でお客様から收受しています。いきおい、お客様からは、旅行業者が旅行サービスの提供を請負っているのだから、旅行中の問題は旅行業者が解決すべきである。として、障害者のバスの乗降、ホテルやレストランでの介助等も添乗員が行うのはごく当然であるかのように世間では受け止められがちです。

しかしながら、私たち旅行業者は旅行サービスの提供自体を請け負っているものではなく、添乗員も旅程管理を行うことが本来の業務であつて介助等はそれに付随するものでもありません。

運送機関、宿泊施設や飲食施設などサービス提供機関とサービス提供機関を手配したり、そのサービスを受けられるように旅程を管理する旅行業者が、それぞれ主体となつて対応すべき事柄は自ずと異なります。サー

ビス提供機関と旅行業者の役割をきちんと区別して考える必要があります。

基本方針は基本書

さて、法第6条では政府が「基本方針」を定めること、その内容は、障害を理由とした差別を解消するための基本的な方向性、行政機関等や事業者が講ずべき基本的な事項、内閣総理大臣は閣議決定をして公表すること等が規定され、本年2月24日に公表されました(内閣府のウェブページで確認できます)。

「事業者が何をなすべきか」を考えるには、先ずこの「基本方針」を、基本書(入門書)として読む必要があります。

考え方は基本書に

という訳で、「基本方針」には、①方向性、②行政機関等と事業者が共通して講ずべき措置、③行政機関等と事業者がそれぞれ講ずべき措置、④その他の重要事項、について法律の規定と考え方が記述されています。

①では、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関等や事業者に対して、障害を理由とした差別的解消に向けた具体的な取り組みを求め、障害者も含めた国民一人ひとりの自発的な取り組みを促しています。なお、障害者とは「障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、事業者とは、「商業その他の事業を行う者」をいいます。

②では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の記述です。不当な差別的取扱いとは、「正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこと」、合理的配慮とは、「障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの」とし、その考え方を詳述しています。

③では、不当な差別的取扱いは行政機関等と事業者ともに一律に禁止されること、合理的な配慮を提供することは、行政機関等には法的義務がある一方で、障害者との関係が多種多様である事業者には努力義務とされます。また、行政機関等の長は職員の服務規律の二環として「対応要領」を定めますが、国には定める義務がある一方で、地方公共団体等には地方分権の観点から努力義務とされます。

事業者との関係では、主務大臣は事業者が講ずべき「対応指針」を定めますが、こちらは次に読むべき、専門書となります(これを書いている時点では公表されていません)。

④では、環境の整備や啓発活動として、相談窓口の設置や研修、障害者差別解消支援地域協議会を組織すること等が書かれています。

主旨の理解を

「では、具体的な対応は？」と先を急ぎたくなります。しかしながら、障害を理由とした差別的解消は国民一人ひとりの自発的な取組です。急がば回れの例えどおり、「基本方針」の主旨を理解することが具体的な対応の出発点となるのです。

(堀江)